

報道関係者各位

令和7年11月20日

戸籍の交付誤りについて

窓口で証明書を交付する際、誤って他人の戸籍と一緒に交付した事案が発生しましたので、報告します。

1. 概要

11月4日(火)、市民課窓口で戸籍証明書を請求した方に対し、請求対象の証明書以外に他人の戸籍を誤って交付しました。

11月18日(火)、交付を受けた方が証明書を金融機関に提出したところ、他人の証明書が混入していたことから、金融機関から市へ電話連絡があったものです。

同日、市職員が請求者宅を訪問し、戸籍を回収しました。また、戸籍を誤交付された対象者に対しても、ご自宅を訪問し、状況説明と謝罪を行い、了解を得ました。

2. 戸籍誤交付の対象者 市内在住の方

3. 原因

複数の職員が証明書の交付事務を行う際、同一のプリンターに出力された証明書について、「誰が」「どの証明書を」出力したのかという確認、識別が徹底されなかったことによるものです。

4. 再発防止について

証明書の交付事務にあたり、交付対象となる証明書が正しい内容であるか、また、他の方の証明書が誤って混入していないかについて、相互に確認するダブルチェック体制を再徹底します。また、個人情報の取扱いについて、その重要性和漏洩リスクを再認識させ、より厳格な注意をもって業務に当たるよう指導します。



SDGs未来都市

舞鶴市 市民課 (担当:大谷)
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
TEL:0773-66-1002、FAX:0773-63-9232
E-mail:simin@city.maizuru.lg.jp